

治山事業の今後の会計経理のあり方について

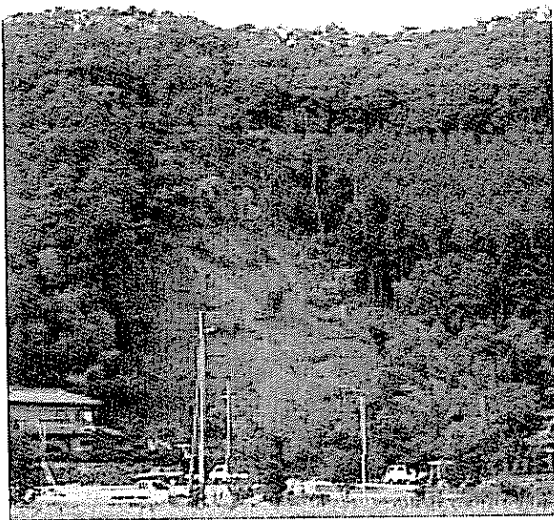
- 治山事業の概要 1 p
- 治山事業の経理の概要 2 p
- 治山勘定をめぐる情勢 5 p
- 今後の検討の進め方(案) 7 p

治山事業の概要

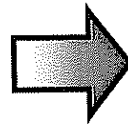
治山事業は、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備を目的として指定された保安林等において、森林の維持造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を保全するなど極めて重要な国土保全施策の一つであり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図るうえで必要不可欠な事業。

本年全国各地で発生している台風災害や新潟県中越地震の激甚な被害をみればわかるように、わが国では今なお甚大な山地災害が発生し、多くの国民の生命・財産が失われている実態にあり、引き続き治山事業を計画的に実施し、国土の保全と経済社会の安定を図ることが必要。

また、森林の公益的機能の確保を図るためには、治山事業と森林整備事業という性格の異なる2つの事業（注）との適切な役割分担の下、効果的かつ効率的に事業を展開し、森林の多面的機能の総合的な発揮を図る必要。



↑豪雨により森林の斜面が崩壊



↑山腹工により復旧（兵庫県）

-- （注）森林整備保全事業計画（平成16年6月8日閣議決定）（抄） -----

① 事業間の適切な役割分担

森林の公益的機能は広範囲にその受益が及び、また、一度損なわれればその機能の回復に超長期を要するといった特色がある。このため、今後の森林整備保全事業の実施に当たっては、

- ・ 森林所有者等の林業生産活動の一環として行われる造林、保育、間伐等の森林施業を助長することにより、森林の多面的機能の発揮を図る「森林整備事業」
- ・ 水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備等を目的として指定された保安林等において、無秩序な伐採等の行為規制を行うことに加え、国又は都道府県が森林の整備及び保全を行うことを通じて公益上の目的の確保を図る「治山事業」

との適切な役割分担の下、効果的かつ効率的に事業を展開し、森林の多面的機能が総合的に発揮されるよう努める。

治山事業の経理の概要

国有林野事業特別会計の設置目的及び事業内容

(1) 設置目的

国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するとともに、公共事業としての治山事業に関する経理を行うために設置されたものであり、国有林野事業勘定と治山勘定とに区分されている。

根拠条文：国有林野事業特別会計法（昭和 22 年法律第 38 号）第 1 条第 1 項から第 3 項まで及び第 2 条の 2

(2) 事業内容

・ 国有林野事業勘定

国有林野の管理経営を行う国有林野事業を経理する。

根拠条文：国有林野事業特別会計法第 1 条第 2 項及び第 3 項

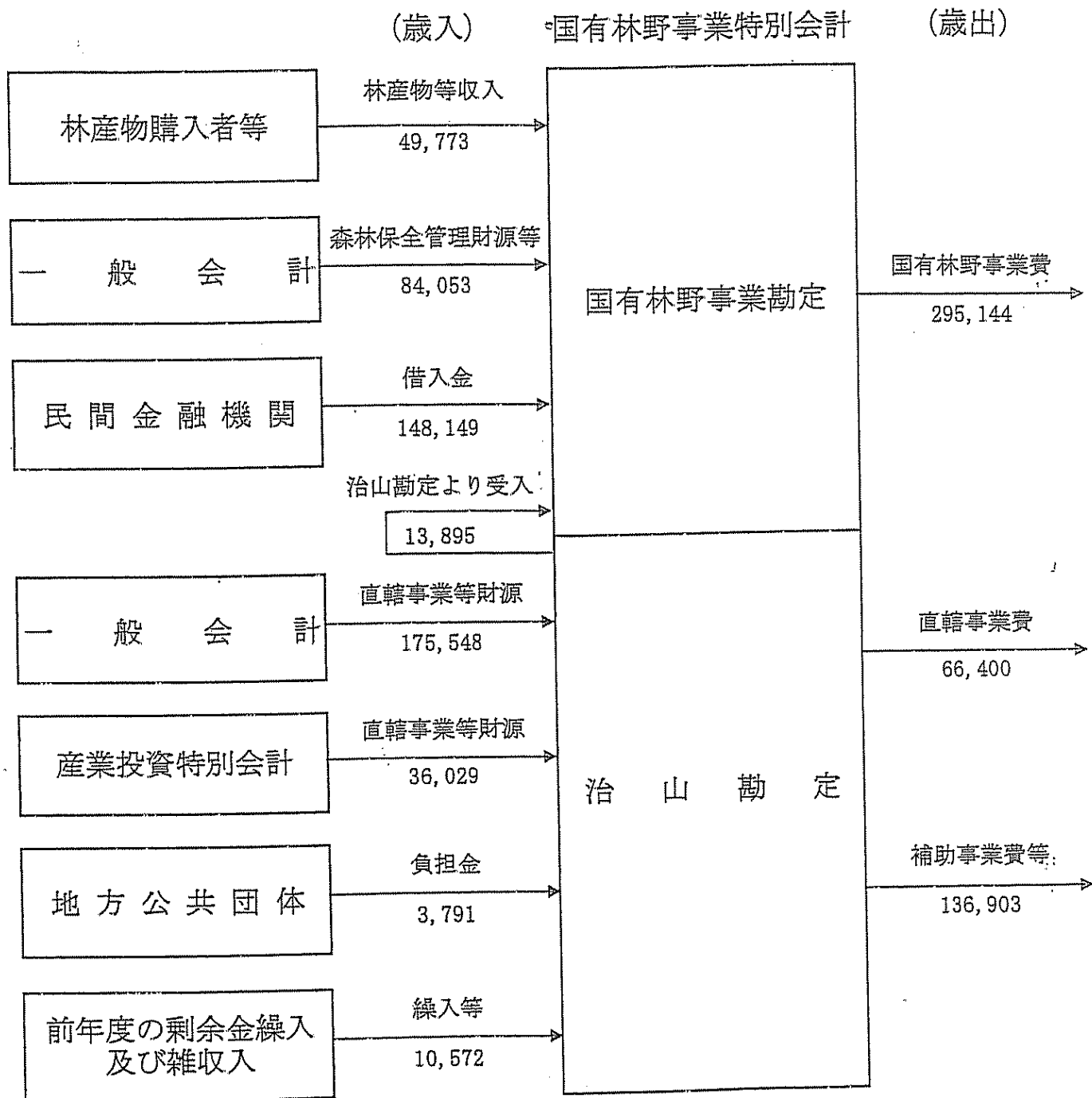
・ 治山勘定

直轄治山事業、補助治山事業に係る国の補助金等の交付及び災害復旧事業等で国が施行するものの管理を経理する。

根拠条文：国有林野事業特別会計法第 1 条第 3 項

国有林野事業特別会計の財政資金の流れ（14年度決算）

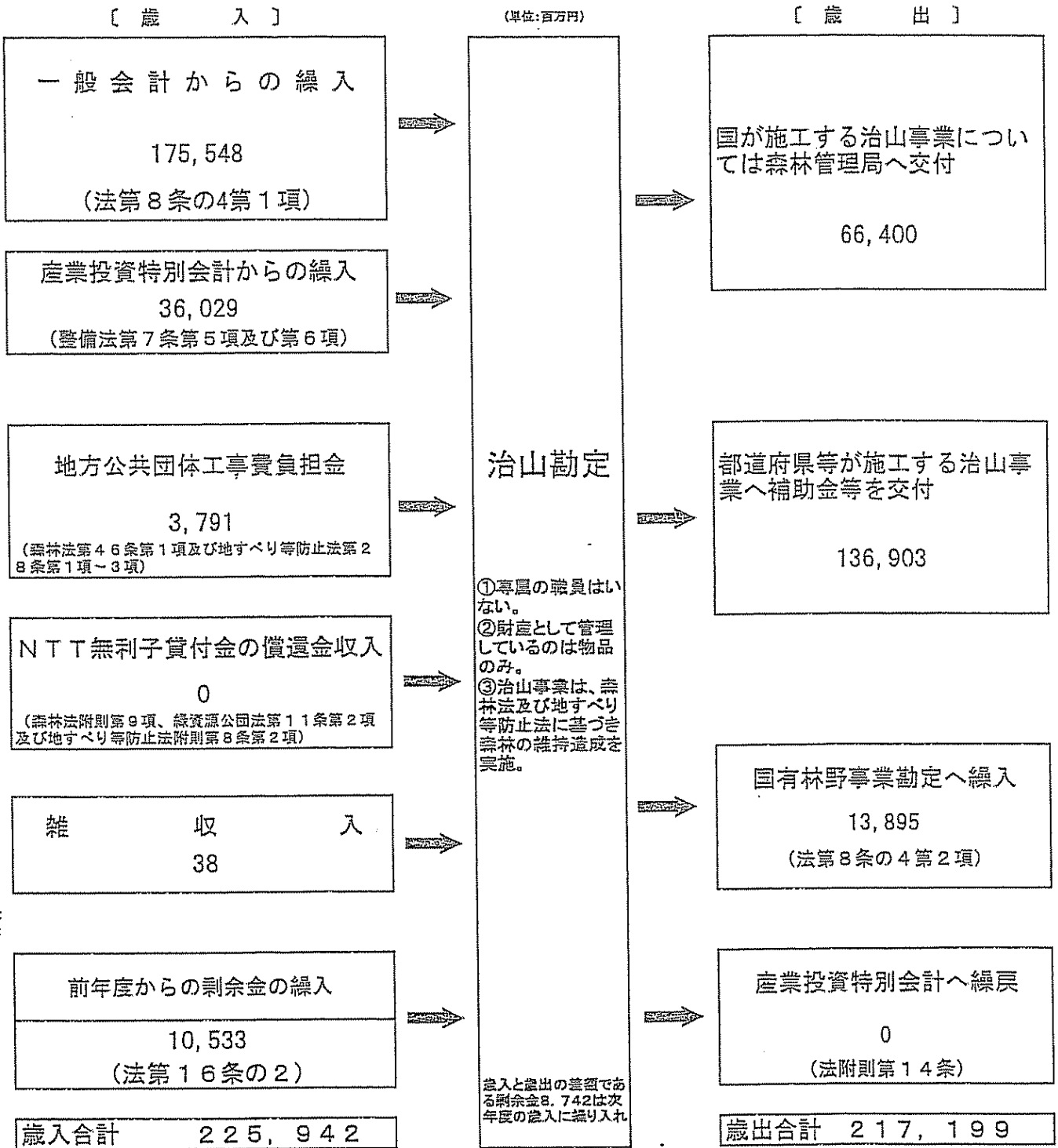
単位：百万円



(注) 単位未満は切り捨て

- 国有林野事業勘定は、「国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）」第2条に規定する国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務に係る経理のほか、治山勘定において実施する直轄治山事業に必要な人件費及び事務費の経理を行うものである。
- 治山勘定は、治山事業の計画的推進を図るために設置されたものである。

治山勘定の歳入歳出決算の概要（平成14年度）



- (注) 1 法：国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号）
 2 整備法：日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）
 3 治山勘定の歳入及び歳出については、法第8条の3及び法附則第13条第2項において規定。

治山勘定をめぐる情勢

1 「特別会計の見直しについて」(抄)(平成15年11月26日)

～ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会 特別会計小委員会 報告 ～

5. 特別会計として区分経理を行う必要性の点検

(1) 特別会計の設置

特別会計を新たに設けることについては、財政全体の総覧性が阻害されやすい等の問題点を踏まえ、引き続き、抑制的に考えていくべきである。

(2) 既存の特別会計の取扱い

また、既存の特別会計についても、その必要性について常に検討を加えていくことが基本である。その事業内容について、社会経済情勢の推移等を踏まえ、不断に見直しを進めていく過程において、

- ① 特別会計で行う事務事業について、本来の目的を概ね達成している、あるいは、国として事業を行う必要性が乏しくなっているなど、事務事業を廃止すべきもの、
- ② 特別会計で行う事務事業について、独立行政法人化すべき、あるいは、事業の民営化・民間委託を行うべきなど他の事業形態の方が効率的であるもの、又は、一般会計からの繰入れ比率が高く、特に区分経理の必要性が乏しいものなど、運営主体を見直すべきもの、

のいずれかに該当するものについては、そもそも特別会計として区分経理を行うこと自体を見直す必要がある。

【具体的方策】

- 国有林野事業特別会計の治山勘定については、一般会計で行われている森林整備事業と治山事業の事業計画統合の進捗状況を踏まえたあり方の見直しを行う必要がある。

(以下 略)

2 「特別会計の見直しについて」(抄)(平成16年11月19日)

～ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会 特別会計小委員会 報告 ～

2. 具体的提言

(1) 事務事業の見直し(事業意義の低下・他会計の事業との重複)

経済社会の変化に伴い、事務事業を不断に見直していく必要があるのは、一般会計でも特別会計でも変わらない。その際、たとえ必要と判断される事業であっても、一般会計や他の特別会計で行われている同種の事業との関係を整理した上で、はじめて実施が正当化されるべきである。

① 国有林野事業特別会計(治山勘定)

治山事業は山地災害の防止といった目的で国、都道府県により行われ、森林整備事業は木材生産の支援などといった目的で森林所有者への補助等という形で行われており、これまでは両事業の性格の違いにより別会計・別勘定で経理されてきた。

一方、治山・森林整備の両事業の事業計画については、本年より「森林整備保全事業計画」に統合され、より効果的に行うこととしている。

こうした状況の中、治山事業の経理は一般会計からの繰入れ比率が高いことを勘案すれば、治山勘定としての区分経理の必要性が乏しいので、森林整備事業と同様(民有林は一般会計、国有林は特別会計)の区分整理とし、両者を統合することにより見直しを図るべきである。

【提言】

- 治山事業の経理は、一般会計からの繰入れ比率が高いことを勘案すれば、治山勘定としての区分経理の必要性が乏しい。今後は、森林整備事業と同様に、民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理することを基本に勘定の統合を行うべきである。早急に具体的な検討を進める必要がある。

今後の検討の進め方（案）

今後の治山事業の会計経理のあり方については、財政審特別会計小委員会の報告を踏まえ、林政審議会に「治山事業部会」を新たに設置して調査審議する。

1 審議事項

これまで治山事業の経理を一元的に担ってきた治山勘定を廃止し、基本的に民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理すべきとの財政制度等審議会特別会計小委員会の報告も踏まえ、治山事業の今後の会計経理のあり方について審議する。

＝具体的な審議事項＝

- ① 国民の視点に立った分かりやすい会計経理のあり方
- ② 災害に対して緊急即応的に対応が可能な事業実行のあり方
- ③ 勘定を統合した場合の国有林野事業の経理に及ぼす影響

2 スケジュール

会計経理を見直す場合には、所要の法律改正と国の予算会計システムの変更を行う必要があることから、年明けに部会の設置及び特別委員の任命を行い、夏頃までに、部会としての報告書を取りまとめる。